

生徒の問題行動に関する生徒指導基準（ガイドライン）

岐阜清流高等特別支援学校

平成29年4月策定

本校は、教育関係法規に則り、教育方針として「校訓」「学校教育目標」を掲げ、地域や社会に調和し、地域に貢献できる生徒の育成ができる学校づくりを推進しています。また、当校の生徒指導は、第一に生徒の安心安全な学校生活の確保という基本的な立場の上に、生徒の規範意識の涵養に重点を置きながら、生徒の自己指導能力を育てることを理念としています。

そこで、生徒指導上の対応に係る学校内のきまり及びこれに対する指導の基準に照らし、体系的で一貫した指導方法の確立に努めながら、問題行動には毅然たる態度での指導を段階的に行うことをあらかじめ明示的に周知徹底することになりました。

つきましては、指導の基準を改めて精査し、障がいの特性に十分配慮しつつ、教育的指導（指導、特別指導等）事案と法的な対応（補導、警察署への通報、懲戒処分等）事案について、この生徒指導基準（ガイドライン）に基づいて指導するものとします。指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、私たち教職員は、生徒の社会自立を願い、共通理解を図り、一貫性と粘り強い指導を行うことが重要です。「人権を脅かす行為や社会規範に反する行為など、反社会的行為や非社会的行為は徹底的に指導する」など自明の事柄について、特に毅然とした態度で指導を行います。

1 生徒指導の対象について（本校内規 8-5 生徒指導規程第 8 条）

生徒指導の対象となる行為としては、以下のような事項がある。

- (1) 正当な理由のない欠席・欠課・遅刻・早退及び無許可の外出
- (2) 授業・学校行事・試験及び作業等の忌避
- (3) 考査中の不正行為
- (4) 故意による公共物の器物損壊
- (5) 飲酒・喫煙・薬物乱用等
- (6) 禁止場所への出入り（パチンコ店等）
- (7) 暴力・脅迫・窃盗・恐喝・賭博など犯罪と認められる行為
- (8) 道路交通法違反・各種自動車運転免許証の無断取得
- (9) 深夜徘徊・不良交遊（不健全性的行為を含む）等
- (10) 情報モラル違反やインターネットを介した犯罪と認められる行為等
- (11) 以上の他、本校生徒としてあるまじき行為

2 特別指導について（学校教育法第 11 条、学校教育法施行規則第 26 条第 1 項）

(1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導

- ① 特別指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の学校生活が健全に営まれることを目的とする。
- ② 特別指導は、指導の一環であり生徒の活動は重要な学習活動であるとする。従って、学校における指導を中心とし、指導期間中は出席扱いとする。

(2) 問題行動の事実関係の把握

- ① 生徒、保護者、関係者から十分に事情を聴き取る。
- ② 複数の職員による事情の聴き取りなどで事実の誤認がないよう留意する。また、確認期間を長引かせない。
- ③ 筆記可能な生徒であれば自身で事実文を書くなど、会話だけの曖昧な事実確認は避ける。

(3) 生徒の基本的人権への配慮

- ① 事情の聴き取りの段階から、生徒の基本的人権に十分配慮する。
- ② 特別指導期間中は生徒の学習権の保障に十分配慮する。
- ③ 問題行動の事実及び特別指導の方法について、生徒及び保護者の意見表明権を保障する。

(4) 家庭との連携

- ① 問題行動の事実とその指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得る。
- ② 反省の方法（学校での特別指導等）については、家庭事情等に配慮する。
- ③ 特別指導中は保護者との連絡を十分に取って指導を進める。

(5) 校内の体制

- ① 指導方針に一貫性をもたせ、教師の一致協力による指導を行う。
- ② 指導案作成や指導方法については、生徒指導委員会等で協議を尽くし、校長の責任のもとに特別指導を実施する。
- ③ 問題行動の記録にあたっては個人情報の保護に十分配慮する。

3 特別指導の基準

以下の問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて、担任や学年による特別指導、生徒指導係による特別指導、校長による特別指導を実施する。特別指導には、嚴重注意、訓戒、学校での別室指導等があり、その言い渡しにあつては保護者にも来校を求め、生徒と同席の上で実施する。

期間については、原則は特別指導の目的が達成された時点までとするが、過去の指導事例等に基づき、概ね3日～1週間程度を目安とする。また、問題行動が度重なる場合や、発生させた問題行動の重大性、および反省の状況等によっては、指導期間を適切に定める。

問題行動の区分

●刑法犯行為
①窃盗（万引き、車・単車盗、自転車盗、占有離脱物横領、侵入盗等）
②粗暴犯（生徒間暴力、対教師暴力、恐喝・脅迫等）
③強盗・強姦
④器物損壊
⑤その他（凶悪犯、知能犯（詐欺等）、風俗犯（強制わいせつ等）、盗品譲受け 等
●不良虞犯行為
①飲酒・喫煙の行為（所持や同席も指導の対象とする）
②深夜徘徊、不健全娯楽（パチンコ・パチスロ店等への出入り）、不良交友
③怠学

④遅刻や無断欠席・無断早退 の繰り返し
⑤家出
⑥いじめ（「嫌がらせ」・「威圧行為」・「いじめ」等は、特に慎重な事情の聴き取りを実施する）
⑦無許可アルバイト
⑧カンニング・試験での不正行為
⑨不正乗車・定期券不正使用
⑩情報モラル違反（インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷、コミュニティサイト等利用による問題行動）
⑪その他
●道路交通法違反・特別法違反・公職選挙法違反行為
①無免許運転
②暴走行為、その他交通違反
③薬物乱用
④福祉法違反（出会い系サイト、児童ポルノ、リベンジポルノ 等）
⑤その他の特別法違反
⑥公職選挙法違反
⑦その他
●その他
①無断免許取得（原付・自動二輪・普通自動車）、四ない運動に反する行為
②服装・頭髪等の規定違反
③授業規律違反、授業妨害
④その他「校則」違反等

4 懲戒処分について（学校教育法第 11 条、学校教育法施行規則第 26 条第 2 項及び第 3 項）

ここでいう懲戒処分は、法的効果を伴うもので、生徒が学校で教育を受けることができるという法的権利に変動を与えるものである。懲戒のうち、退学、停学及び訓告の 3 種類の処分は校長がこれを行う。

退学処分は、下記の生徒に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなく、出席が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者

5 その他の指導について

問題行動の態様が当該事案にあっては特別指導と懲戒処分に当たらない場合であっても、生徒のこれまでの指導経過、現在の状況や予想される状況から鑑みて、繰り返したり悪化したりすることのないよう、生徒個々に応じた適切な指導を行うものとする。

6 附記

平成29年4月1日 策定

令和2年3月10日 一部改定（3 特別指導の基準）